

第10節 自動車車庫及び自動車修理工場

本節は、自動車という非常に大きな火災荷重を収容する施設であるため防火上の配慮が必要な自動車車庫及び自動車修理工場の基準について定めたものです。

本節の規定の対象となる自動車車庫及び自動車修理工場は、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものとなります。

また、建築物又は建築物の一部である自動車車庫及び自動車修理工場が対象であり、屋外の駐車場や工作物の駐車場は対象となりません。

(自動車用の出口)

第58条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。以下この節において同じ。)の敷地の自動車用の出口は、次の各号のいずれかの道路に面する部分に設けてはならない。ただし、市長がこれらの建築物の規模若しくは周囲の状況により安全上支障がないと認めたもの又は消防用自動車の車庫については、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
 - (2) それぞれの道路の幅員が6メートル以上ある交差点又は曲がり角(120度をを超えるものを除く。)から5メートル以内の当該道路
 - (3) 踏切から10メートル以内の当該道路
 - (4) 縦断勾配が12パーセントを超える道路
- 2 前項第1号の規定は、建築物に附属する自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以内のものに限る。)が次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。
- (1) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内の場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員4メートル以上の道路(法第42条第2項の規定により指定された道と同項の規定により道路の境界線とみなされる線との間に存する敷地の部分を道路として築造しないものを除く。第3号において同じ。)に面するとき。
 - (2) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内の場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員5メートル以上の道路に面するとき。
 - (3) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超える場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員4メートル以上の道路に面し、かつ、敷地のうち当該道路に接した部分について、6メートル以上の間口及び当該道路を含む6メートル以上の奥行き(当該道路の反対側の境界線(当該道路が法第42条第2項の規定により指定された道である場合には、道の反対側の境界線をいう。)からの水平距離をいう。)を有する空地为道路状に築造するとき。ただし、その面する道路が同項の規定により指定された道である場合には、自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以内のものに限るものとする。
- 3 建築物に附属する自動車車庫が2以上ある場合で、その敷地が2以上の道路に接し、かつ、それぞれの自動車用の出口がそれぞれの道路に面するときにおける当該自動車車庫に係る前項の規定の適用については、同項各号の規定中「自動車車庫」とあるのは「2以上の自動車車庫」と、「合計」とあるのは「それぞれの自動車車庫ごとの合計」と、「自動車用の出口」とあるのは「自動車車庫ごとの自動車用の出口」とする。
- 4 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車用の出口は、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

第2項

第1項第1号の適用除外を定めたものです。自動車車庫の床面積の合計が同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の2分の1以内のもので、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しないことを定めています。

なお、独立車庫及び自動車修理工場については、本項の緩和の対象となっておりません。

第2項第1号

自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内で、その敷地の自動車用の出口が幅員4メートル以上の道路(法第42条第2項の規定により指定された道と同項の規定により道路の境界線とみなされる線との間に存する敷地の部分を道路として築造しないものを除きます。)に面するときは緩和を適用することができます(図2)。

「道路状に築造」とは、前面道路と一体利用が可能な構造のことをいいます。また、当該建築物の工事完了までに「道路状」に築造する必要があります。

第2項第2号

自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内で、その敷地の自動車用の出口が幅員5メートル以上の道路に面するときは緩和を適用することができます(図2)。

第2項第3号

自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超え、その敷地の自動車用の出口が幅員4メートル以上の道路(法第42条第2項の規定により指定された道と同項の規定により道路の境界線とみなされる線との間に存する敷地の部分を道路として築造しないものを除きます。)に面し、かつ、敷地のうち当該道路に接した部分について、6メートル以上の間口及び当該道路を含む6メートル以上の奥行き(当該道路の反対側の境界線からの水平距離をいいます。)を有する空地を道路状上に築造するときは緩和を適用することができます(図2)。当該道路が法第42条第2項の規定により指定された道である場合には、道の反対側の境界線をいいます。

ただし、その面する道路が法第42条第2項の規定により指定された道である場合には、自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以内のものに限り、緩和を適用することができます(図2)。

道路幅員と整備方法		2項道路で道路後退部分を築造		4 m以上の道路		5 m以上の道路		6 m以上の道路
		敷地内空地あり	道路の反対側から空地築造	敷地内空地あり	道路の反対側から空地築造	敷地内空地あり	道路の反対側から空地築造	
附属車庫	150㎡以内	()		()				()
	150～300㎡以内	×	()	×		()		
	300㎡を超える	×	×	×	()	×	()	
独立車庫	50㎡を超える	×	×	×	×	×	×	
自動車修理工場	50㎡を超える	×	×	×	×	×	×	

○ : 建築できる
 × : 建築できない
 (~) : 図2の例を示す

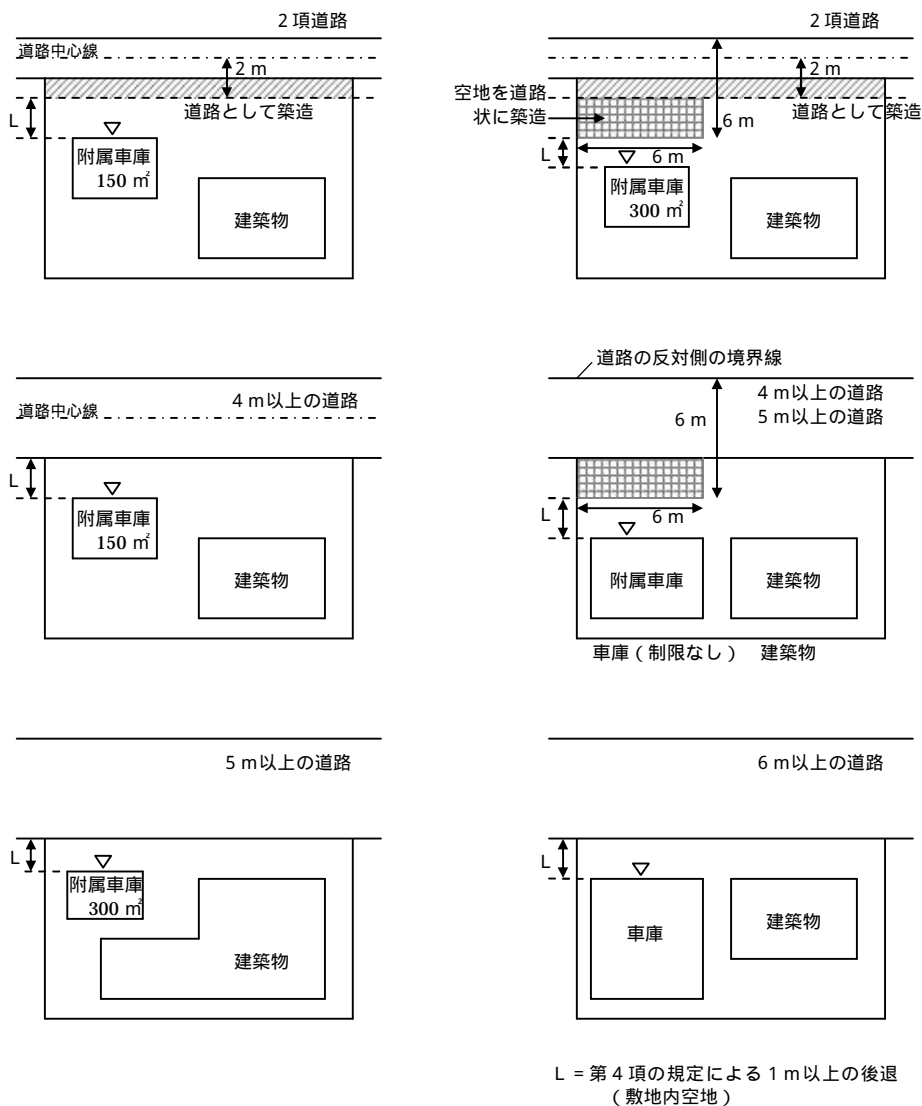


図 2

第3項

建築物に附属する自動車車庫が2以上ある場合でその敷地が2以上の道路に接し、かつ、車庫の出口がそれぞれの道路に面する場合は、それぞれの車庫ごとに第2項の規定を適用することを定めています。

第4項

道路の通過交通に対し安全な出口を確保することから、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車の出口は、道路の境界線から1メートル以上後退して設ける必要があります。この場合、第2項第3号の規定により車庫を設置した場合の空地は道路とみなします。

(1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

第59条 1階を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

本条は、1階に自動車車庫又は自動車修理工場を設け、その面積が100平方メートル以上150平方メートル未満の場合について耐火性能の強化をしたものです。法第27条第2項の強化規定となります。

(建築物の一部に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

第60条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物(政令第129条の2の3第1項第1号口に掲げる基準に適合するものに限る。)(次項において「耐火建築物等」という。))としなければならない。

- (1) 自動車を収容する部分が避難階以外の階にあるもの
 - (2) 自動車を収容する部分がある階の上に2以上の階があるもの
 - (3) 自動車を収容する部分がある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のもの
- 2 前項の規定により耐火建築物等としなければならない建築物(同項第1号に該当するものを除く。)のうち、自動車を収容する部分の床面積の合計が100平方メートル未満のもの又は当該部分の直上に階がないものについて、当該部分を次に掲げる基準に適合するものとした場合においては、同項の規定は、適用しない。
- (1) 主要構造部(直上階の床を含む。)を準耐火構造(壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏については、政令第129条の2の3第1項第1号口に掲げる基準に適合するものに限る。)とすること。
 - (2) 当該部分と他の部分とを政令第129条の2の3第1項第1号口に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(貫通する管等を設けるものについては、政令第112条第15項及び第16項に定めるところによるものに限る。)又は特定防火設備で区画すること。

本条は、建築物の一部に自動車車庫又は自動車修理工場を設けた場合について、耐火性能の強化をしたものです。法第27条第2項の強化規定となります。

本条でいう「避難階」とは、政令第13条の3と同様に「直接地上へ通ずる出入口のある階」をいい、自動車が誘導車路等を經由せず直接自動車車庫に出入することができる階をいいます。つまり、宅盤が道路よりも高い場合に道路から直接出入りする地下車庫があった場合は、この地下車庫部分が1階にあるものと考えられます。

建築物の一部に自動車車庫又は自動車修理工場がある場合に限り本条の対象となり、独立車庫の場合には対象とはなりません。

第1項

建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは耐火建築物又は1時間準耐火構造とした準耐火建築物とする必要があります。

第1項第1号

自動車を収容する部分が避難階以外の階にある場合には、耐火建築物又は1時間準耐火構造とした準耐

火建築物とする必要があります(図1)。

< 自動車を収容する部分が避難階以外の階にある場合の例 >

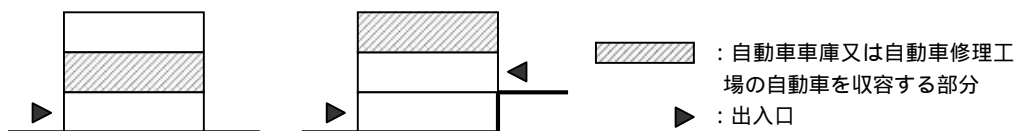


図 1

第1項第2号

自動車を収容する部分の上に2以上の階のある場合には、耐火建築物又は1時間準耐火構造とした準耐火建築物とする必要があります(図2)。

なお、「自動車を収容する部分がある階の上に2以上の階があるもの」とは、自動車の収容部分の直接の上部のみを指すものではありません。例えば1階の自動車を収容する部分と2階部分との平面的な重なりがなくても同一建築物であれば本号の対象となります。

< 自動車を収容する部分がある階の上に2以上の階があるものの例 >

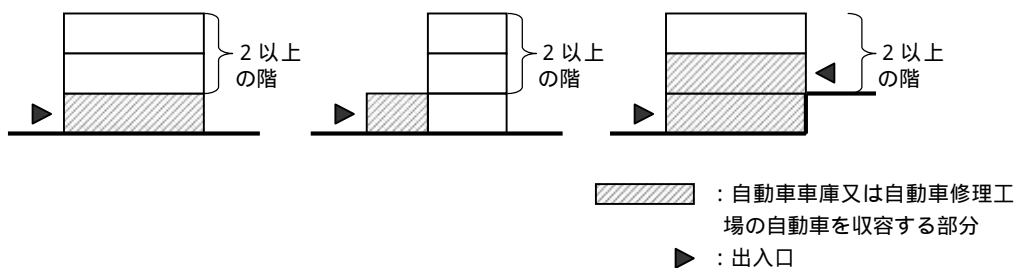


図 2

第1項第3号

自動車を収容する部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上の場合には、耐火建築物又は1時間準耐火構造とした準耐火建築物とする必要があります(図3)。

なお、「自動車を収容する部分がある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のもの」とは、自動車の収容部分の直接の上部のみを指すものではありません。例えば自動車を収容する部分と2階部分とが離れていても同一建築物であれば本号の対象となります。

< 自動車を収容する部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上の場合の例 >

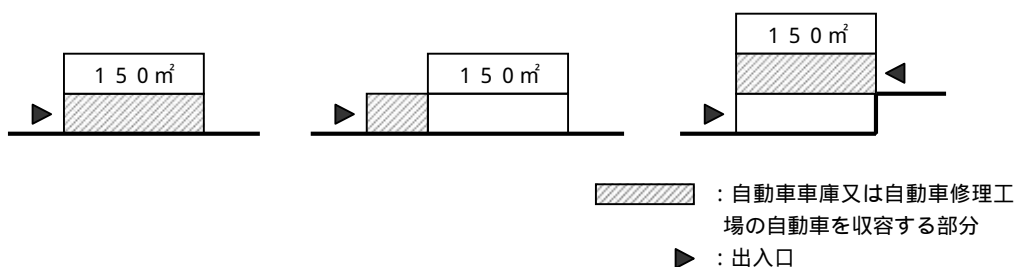


図 3

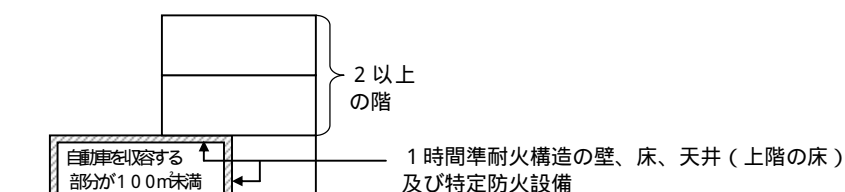
第2項

第1項のうち、「自動車を収容する部分がある階の上に2以上の階があるもの」「自動車を収容する部分がある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のもの」について緩和規定を定めています。

自動車を収容する部分の床面積の合計が100平方メートル未満の場合であるか、又は当該部分の直上に階がないものであり、自動車を収容する部分の主要構造部（直上階の床を含みます。）を1時間準耐火構造及び特定防火設備で区画した場合は、緩和を適用することができます（図4）。

なお、「特定防火設備」とは政令第112条第14項の規定に適合する特定防火設備に限ります。

<自動車を収容する部分の床面積の合計が100平方メートル未満の場合の例>



<自動車を収容する部分の直上に階がない場合の例>

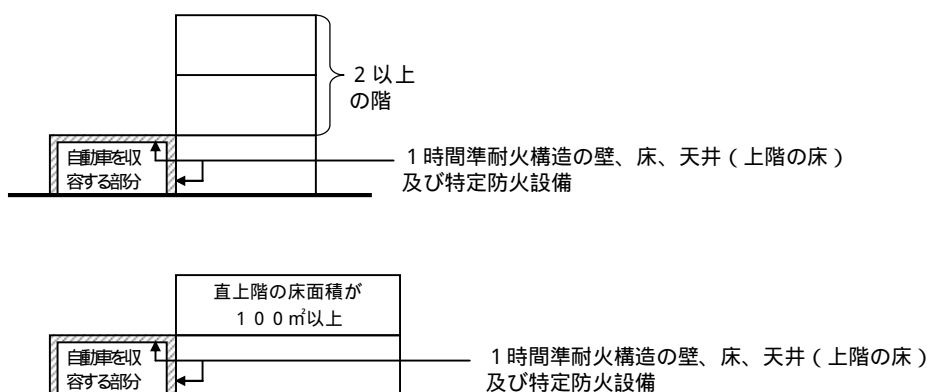


図 4

（構造設備）

第61条 自動車車庫又は自動車修理工場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- （1） 床が地盤面下にある場合は、外気に通ずる適当な換気設備を設けること。
- （2） 床及び地溝は、耐水材料で造り、かつ、排水設備を設けること。
- （3） 避難階以外の階にある場合は、自動車用通路のほか、避難階又は地上に通ずる直通階段又はこれに代わる避難上有効な施設を設けること。

本条は、自動車車庫又は自動車修理工場を設ける場合の安全上、衛生上、避難上の規定について定めています。なお、自動車修理工場の用途に供する部分には、附属する事務所や倉庫等も含まれます。

第1号

床が地盤面下にある場合には、自動車の排気ガスの滞留等により人体への危険が予想されるため、安全に配慮し、外気に通ずる有効な換気設備を設置することを定めています。

第2号

洗車や修理等により汚水や廃油等が地下に浸透し、土壌や地下水を汚染するなどの事態を防止するために、床及び地溝を耐水材料で造り地下への浸透を防ぐとともに、これら汚水が流末下水道を汚染することのないよう、排水設備を設置することを定めています。

なお、「地溝」とは、自動車修理工場の作業場内に設ける自動車の下部の修理を行うための作業空間(ピット)をいいます。

第3号

運転者等の避難時の安全を確保するために、避難階以外の階に自動車車庫又は自動車修理工場を設ける場合には、避難階若しくは地上へ通ずる直通階段等を設ける必要があります。

(他の用途に供する部分との区画)

第62条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 第60条第1項の規定により耐火建築物又は法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物(政令第129条の2の3第1項第1号口に掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならないものにあつては他の用途に供する部分とを同号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにあつては他の用途に供する部分とを準耐火構造の床又は壁で区画し、その開口部には法第2条第9号の2口に規定する防火設備を設けること。
- (2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。
- (3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫又は自動車修理工場の内部に設けないこと。

建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する場合は、他の部分に与える防火上、避難上の影響が大きいため、防火区画等により防火及び避難の安全を確保するよう定めたものです。

第1号

第60条(建築物の一部に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)第1項の規定により耐火建築物又は1時間準耐火構造とした準耐火建築物としなければならないものにあつては、その他の用途に供する部分とを1時間準耐火構造の壁又は床で区画し、その開口部には特定防火設備を設ける必要があります。また、その他のものにあつては、45分準耐火構造の壁又は床で区画し、その開口部には法第2条第9号の2口に規定する防火設備を設ける必要があります。

なお、「特定防火設備」及び「防火設備」とは政令第112条第14項の規定に適合するものをいいます。

第2号

上下階への延焼拡大を防止する目的から、特殊な用途でやむを得ない場合を除き、床及び天井に開口部を設けることを禁止しています。

第3号

避難上の安全性を確保するために、他の用途に供する部分からの避難用出口を、自動車車庫又は自動車修理工場の内部に設けることを禁止しています。